

海外 高分子申請はお任せ下さい

(1) 韓国・中国・台湾の新規高分子の申請制度の比較

	韓国 	中国 	台湾 
法律	化評法	弁法	毒化物法
主な申請方法	◇科学研究用 ◇登録免除確認申請 ◇高分子登録	◇備案(届出) (※) ◇簡易登記 ◇常規登記	◇科学研究届出 ◇事前確認申請 ◇少量登録
代理人制度	有	有	有
試験項目	◇科学研究用…不要 ◇登録免除確認申請 …分子量データ ◇高分子登録 …高分子FS(※)と トン数帯に応じた試験 <small>※日本の旧試験法とトン数帯に応じた試験</small>	◇備案(届出) …分子量データ (高分子の場合) ◇簡易登記 …トン数帯に応じた試験 ◇常規申告 …トン数帯に応じた試験	◇科学研究届出…不要 ◇事前確認申請 …分子量データ (可溶の場合) ◇少量登録 …IRスペクトル
注意点等	◇資料保護する場合、総称名決定まで時間を要する。◇分子量データ	委任状、申告表に署名(基本は代表者)が必要	補完要請(官庁からの指摘)を2回受けると、一からの申請になる

(※) 中国 備案(届出) について

- ・旧法での簡易申告(高分子簡易申告)では審査に数ヶ月要していましたが、現法(備案)では即日受付され、中国への輸出が可能になりました。
- ・一方で、審査終了後抜き打ち的に、各種データの提出を要求されることがあります。

(2) 米国 (オピニオンレターの作成)

米国のTSCA (Toxic Substances Control Act : 有害物質規制法) では、新規化学物質を製造・輸入する際、事前にEPA (Environmental Protection Agency : 環境保護庁) に届出が必要ですが、一定の要件を満たすポリマーは、事前の届出が免除されます。

当局から資料提出を要求された場合の当局提出用オピニオンレター作成を行っております。